

第2部

ぐんまの環境

～平成26年度の環境の現状と講じた施策及び平成27年度に講じようとする施策～

第1章 地球温暖化の防止

- 第1節 温室効果ガスの排出削減による低炭素社会の実現
- 第2節 二酸化炭素の吸収源対策
- 第3節 フロン等による温暖化の対策

第2章 生物多様性の保全

- 第1節 生態系に応じた自然環境の保全と再生
- 第2節 野生鳥獣対策と外来生物対策の推進
- 第3節 自然とのふれあいの推進
- 第4節 森林環境の保全と適正利用

第3章 生活環境の保全と創造

- 第1節 放射線対策
- 第2節 水環境、土壌環境、地盤環境の保全
- 第3節 大気環境の保全、騒音、振動、悪臭の防止
- 第4節 有害化学物質による環境リスクの低減
- 第5節 快適な生活環境の創造
- 第6節 特定地域の公害防止対策

第4章 持続可能な循環型社会づくり

- 第1節 3Rの推進
- 第2節 廃棄物の適正処理の推進
- 第3節 バイオマスの活用推進

第5章 全ての主体が参加する環境保全の取り組み

- 第1節 環境教育・環境学習の推進
- 第2節 情報交換・交流の場の構築と自主的取組の促進
- 第3節 総合的な環境対策の推進

第6章 平成27年度に講じようとする施策

第1章 地球温暖化の防止

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減対策を進めるとともに、エネルギーの適正利用や新エネルギーの導入を促進します

第1節 温室効果ガスの排出削減による低炭素社会の実現

第1項 温室効果ガス排出の計画的削減

1 「群馬県地球温暖化防止条例」の着実な運用

地球温暖化問題に対する県の姿勢を明らかにするとともに、県、事業者、県民の責務を明確にすることにより、事業者・県民の自主的かつ積極的な温暖化対策を促進して温室効果ガス排出抑制の実効を上げるため、平成21年10月に「群馬県地球温暖化防止条例」を制定し、平成22年4月1日から施行しました。

この条例では、一定規模以上の事業者に温室効果ガスの排出を抑制するための計画を毎年度提出することを義務付け、その結果を公表することとしています。平成26年度は「温室効果ガス排出削減計画」などにもとづき、約400の事業者（延べ数）から提出がありました。なお、平成26年度結果については現在集計中です。

平成25年度の結果については、温室効果ガス排出状況報告書の提出は318件、排出量は5,682,486t-CO₂。自動車環境計画実施状況報告書の提出は49件、低燃費車等の割合は68.1%。自動車通勤環境配慮計画実施状況報告書の提出は40件、自動車通勤の割合は76.3%でした。

また、計画の提出義務がある事業者のうち15事業者の事業所に対し指導・助言を行い、温室効果ガス排出抑制に向けた取組状況の確認を行いました。

温室効果ガスの排出抑制は、東日本大震災の影響などにより、今後も厳しい状況が続くと予想されますが、計画書の提出・公表制度などを通じ、条例の目的を達成できるよう取組を進めていきます。

2 「群馬県地球温暖化対策実行計画」の改定

「群馬県地球温暖化防止条例」に基づき、平成23年度以降の県内及び県庁内における温暖対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年度に「群馬県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

計画期間は、2020年までの10年間ですが、東日本大震災後のエネルギー・社会情勢の変化を踏まえ、平成27年3月に改定しました。

(1) 県内全体の計画（区域施策編）

ア 目標と指標

a 温室効果ガスの削減目標

平成32(2020)年度における温室効果ガスの排出量を、平成19(2007)年度比で14%削減する(うち森林吸収対策により▲6%)

b 部門別の主な指標

計画の進捗状況を把握する部門別の主な指標は表2-1-1-1のとおりです。

イ 主要施策

将来の「豊かな低炭素社会」の実現に向けた具体的な取組を示しています。

- ・省エネルギー対策
- ・省資源対策
- ・新たなエネルギーの創出
- ・森林による二酸化炭素吸収
- ・技術革新の促進
- ・県民意識の醸成

ウ 推進体制

「群馬県地球温暖化対策推進会議」(県民・事業者・各種団体・市町村などで構成)を本計画の推進組織とし、各構成員の連携による計画の普及・推進を図り、目標の達成を目指します。

計画の推進体制として、PDCAサイクルを導入し、部門毎の主な指標について毎年度点検するとともに翌年度以降の取組に反映させます。

エ 県内温室効果ガス排出状況

平成24年度（2012年度；最新データ）の県内温室効果ガス排出量は1,884万tとなり、平成23年度に比べ2.9%増加しました。これは、火力発電所の発電量が増加したことで、電気1kWhを発電する際に排出される二酸化炭素量（電力排

出係数）が上昇したことが主な原因です。

なお、基準年の平成19年度（2007年度）との対比では、6.3%の減少となります。（表2-1-1-2）

表2-1-1-1 部門別の主な指標

部門	指標	単位	基準年度	現在 ※ (基準年度比)	削減目標 (基準年度比)	将来目標 (基準年度比)
			2007	2013	2020	2030
産業	製造業の付加価値額当たりのエネルギー消費量	GJ/百万円	19.4	17.7 (▲8%)	16.5 (▲15%)	13.7 (▲29%)
	環境GS認定等事業者数	事業者	908	2,560	5,000	20,000
業務	床面積当たりのエネルギー消費量	GJ/m ²	1.98	1.59 (▲20%)	1.57 (▲21%)	1.44 (▲27%)
	(再掲) 環境GS認定等事業者数	事業者	908	2,560	5,000	20,000
家庭	家庭1世帯当たりのエネルギー消費量	GJ/年	46	43 (▲7%)	40 (▲12%)	38 (▲17%)
	住宅用太陽光発電設備普及率	%	1.4	7.2	15	30
運輸	自動車保有台数に占める次世代自動車の普及率	%	0.7	8.0	20	50
	自動車1台当たりのガソリン消費量	リットル	832	606 (▲27%)	541 (▲35%)	416 (▲50%)
廃棄物	県民1人当たりのごみの排出量	g/日	1,153	1,050 (▲9%)	890 (▲23%)	700 (▲39%)
	リサイクル率	%	16.1	15.6	25	35
再生可能エネルギー	新エネルギー自給率	%	0.4	3.3	4%以上	増加
	(再掲) 住宅太陽光発電設備普及率	%	1.4	7.2	15	30

※現在：製造業の付加価値額あたりのエネルギー消費量については、2012年度数値とする。

表2-1-1-2 県内温室効果ガス排出量

	H19年度	H23年度	H24年度		
	排出量 (千t)	排出量 (千t)	排出量 (千t)	対H14年度比 (%)	対H19年度比 (%)
二酸化炭素 (CO ₂) 計	17,655	17,007	17,544	3.2	▲0.6
エネルギー起源計	17,219	16,581	17,164	3.5	▲0.3
産業部門	6,348	6,024	6,015	▲0.1	▲5.2
業務部門	2,860	2,754	2,944	6.9	2.9
家庭部門	2,762	2,814	3,186	13.2	15.4
運輸部門	5,079	4,818	4,848	0.6	▲4.5
その他	171	171	171	—	—
廃棄物部門	436	425	381	▲10.4	▲12.6
メタン (CH ₄)	363	363	363	—	—
一酸化二窒素 (N ₂ O)	677	677	677	—	—
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	94	80	88	9.6	▲6.3
パーフルオロカーボン (PFC)	268	70	45	▲35.1	▲83.1
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	1,045	114	122	7.0	▲88.3
温室効果ガス総計	20,102	18,312	18,840	2.9	▲6.3

(2) 県庁における取組（事務事業編）

ア 概要

県自らが、事業者として温室効果ガスの排出を抑制するため、2020年度（平成32年度）における県有施設の温室効果ガスの総排出量を、2007年度（平成19年度）比で11%削減することを目標としています。

本計画を運用し、省エネ法に基づくエネルギー管理推進体制を通じて全庁的な取組を推進します（図2-1-1-1）。

取組の実施状況については、PDCAサイクル

を導入し、毎年度点検するとともに改善を行います。取組結果については公表します。

イ 取組状況

毎年各所属ごとに a：公用車使用に係るエネルギー使用量・走行距離実績、b：庁舎、施設・設備に係るエネルギー使用量・温室効果ガス排出活動量を報告、c：温室効果ガス排出削減のための行動計画を策定し、各所属で設定した削減目標に向けて温室効果ガス排出活動量の削減を目指しています。

平成25年度の温室効果ガス排出量実績は表2-1-1-3のとおりです。

図2-1-1-1 推進体制

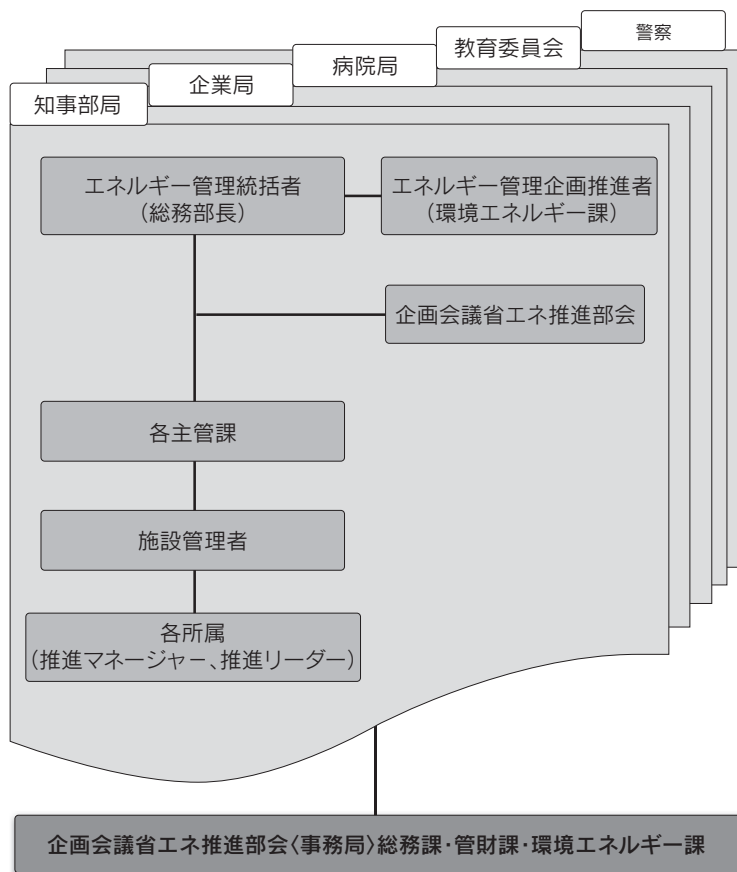


表2-1-1-3 県有施設における温室効果ガス排出量

単位：t-CO₂、%

	平成19年度 (排出量)	目標値 (平成19年度 比11%削減)	平成25年度	
			(排出量)	対H19年度比
温室効果ガス総排出量	132,294	117,742	139,499	105.4%

第2項 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

1 再生可能エネルギー（新エネルギー）の普及推進

(1) 再生可能エネルギーの導入促進

ア 再生可能エネルギーと新エネルギー

新エネルギーは、再生可能エネルギーの中で、「経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、促進することがその導入を図るために特に必要とされる」ものであり、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」により規定されています。

県では、新エネルギーの普及促進を図るため、様々な事業を実施しています。また、東日本大震災を機に、新エネルギーへの期待が非常に高まってきたことを受けて、エネルギーの地産地消及び低炭素社会の構築に向けた以下の施策を実施しました。

a 小水力発電導入に係る調査支援事業の実施

小水力発電の導入に向けた、流量調査や概略設計調査等について、市町村等に対し補助を実施しました（3件実施）。

b 地中熱利用システム導入モデル支援事業の実施

モデル的な地中熱利用システムの導入事業について、導入団体に対し補助を実施しました（1件実施）。

c 畜産バイオマスのエネルギー利用のための研究開発

県では、平成18年1月から畜産バイオマス（家畜排せつ物）を低温でガス化することにより得られた水素やメタンなどの可燃ガスから

発電する技術の研究開発に取り組んでいます。

d 「電源群馬プロジェクト」

古くから水力発電が盛んな本県において、新エネルギーの導入をさらに推し進めるため、平成24年度に新エネルギー導入目標値（平成27年度末に合計出力50万kW）を定めました。（表2-1-1-4）また、新エネルギー導入に向けた支援や規制緩和を全庁的に進めるため「電源群馬プロジェクト」を立ち上げ、庁内横断組織として「プロジェクト推進会議」を設置しています。

平成26年度はプロジェクトの一環として県有施設（富岡合同庁舎等）への太陽光発電設備の導入や、市町村有施設への設置支援などを行いました。

イ 住宅用太陽光発電設備

住宅用太陽光発電設備は、各住宅において発電した電力を自家消費することにより家庭部門から排出される二酸化炭素のより一層の抑制に寄与するものです。さらに、余剰の電力を電力会社に売電することにより再生可能エネルギーとして活用されます。

県では、住宅用太陽光発電設備の普及推進のため平成21年度から補助事業を実施しています。平成25年度においては、既築住宅に「住宅用太陽光発電設備」を初めて設置する県民を対象とし、補助額は太陽電池の公称最大出

表2-1-1-4 新エネルギーの導入目標値（見直し後）

項 目	平成23年度時点 出力 (kW)	目標 (平成27年度) 出力 (kW)	平成27年3月時点		
			出力 (kW)	目標達成率	
太陽光発電	計	94,905	473,180	716,828	151.5%
	住宅用	87,750	247,310	195,761	79.2%
	公共施設	1,969	14,140	10,108	71.5%
	県	399	4,400	3,251	73.9%
	市町村	1,570	9,740	6,857	70.4%
	事業所用	5,186	87,830	402,508	458.3%
大規模発電	0	123,900	108,452	87.5%	
小水力発電 (1,000kW以下)	7,601	8,910	7,678	86.2%	
バイオマス発電	計	13,630	17,630	14,130	80.1%
	畜産等 (燃焼)	0	1,500	0	0.0%
	木質	13,600	15,600	13,700	87.8%
	メタン発酵	30	530	430	81.1%
風力発電	340	540	380	70.4%	
合 計	116,476	500,260	739,016	147.7%	

力の値1kW当たり1万5千円（上限6万円）でした。26年度の補助実績は2,671件、また別に前年度繰越分の補助実績は1,647件でした。

国及び一部を除く市町村においても補助事業を行っており、年々普及が進んでいます。県内の住宅における設置件数は、図2-1-1-2のとおりです（国の資料による）。

ウ 小水力発電

県企業局は、地域における再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、市町村等が取り組む小水力発電に対して技術的支援や相談を行っています。

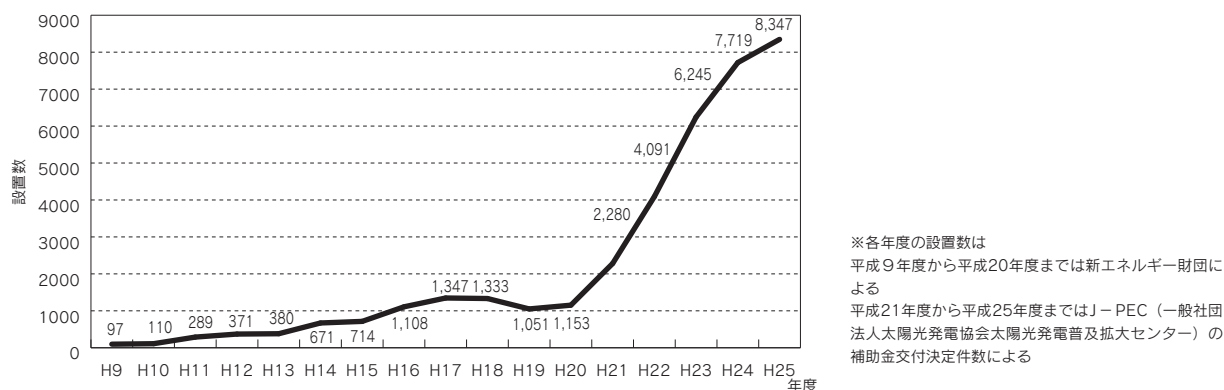
(2) 新エネルギーの普及啓発及び調査研究

県庁内に設置している「新エネルギー研究会」において、群馬県における今後の新エネルギー施策のあり方を総合的・部局横断的に検討しています。

また、新エネルギーの普及啓発のため研修会等を実施しました。

小学生を対象とした新エネルギー教室、木質ペレットストーブの燃焼展示や新エネルギー導入事例の紹介など、様々な機会を通じて子どもから大人まで幅広い世代を対象に新エネルギーの普及啓発を行いました。また、県企業局では、水力・風力・太陽光発電の理解を深めるため、県営発電施設の見学案内を行っています。

図2-1-1-2 群馬県内の住宅用太陽光発電設備設置数の推移（年度別）



2 水力発電の導入促進

県企業局は、水力発電の導入促進として、平成28年3月の運転開始を目指し、平成24年度から桐生市黒保根町を流れる小黑川に出力2,000kWの田沢発電所の建設を進めています。

また、国の建設する八ッ場ダム直下流左岸に最大出力11,700kWの八ッ場発電所の建設を進め、平成32年度の運転開始を目指しています。

3 県有施設における省エネルギーの率先実行

県自らが率先して二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減を進めるため、大規模施設に対するESCO事業^{*1}の導入や庁舎照明設備の高効率化などの省エネ改修を推進するとともに、管理標準^{*2}に基づくエネルギーの適正管理や行動計画による職員の省エネ行動の徹底を図っています。

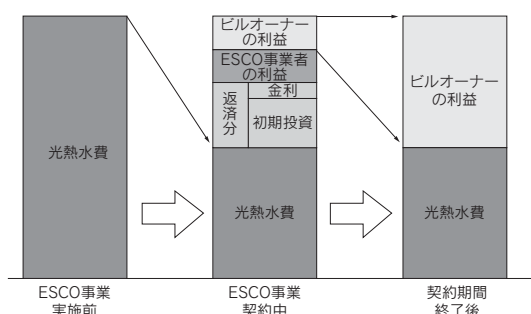
また、東日本大震災以降は、電力不足に対する夏の節電対策として、使用最大電力の削減に取り組んでいます。

(1) ESCO事業導入の推進

平成20年度及び平成21年度に、一定規模の県有施設9施設に対してESCO事業導入可能性調査を実施し、その中から総合交通センターと生涯学習センターにESCO事業を導入しました。

平成25年度は自然史博物館にESCO事業が導入されています。

図2-1-1-3 ESCO事業の概念



(2) 省エネ改修の推進

県有施設へのデマンド監視装置^{*3}の導入のほか、照明の高効率化や窓の遮熱フィルム貼り付けといった夏の節電対策に重点を置いた対策を実施しています。(表2-1-1-5)

表2-1-1-5 県有施設省エネ改修事業

改修内容	施設数
デマンド監視装置の導入	3
照明の高効率化	21
窓ガラスへの遮熱フィルム施工	7

(3) 管理標準に基づくエネルギーの適正管理

平成22年度から各県有施設ごとの管理標準を整備するとともに、エネルギー原単位^{*4}削減の5か

年の中期目標と単年度目標を設定しています。

また作成した管理標準の遵守状況を毎年チェック、評価することでエネルギーの適正管理を図っています。

(4) 職員の省エネ行動の徹底

毎年、各所属ごとに省エネルギーの取組に関する行動計画を作成しています。

各職員の取組状況を年2回（9月と3月）にチェックし、省エネ行動の徹底を図っています。

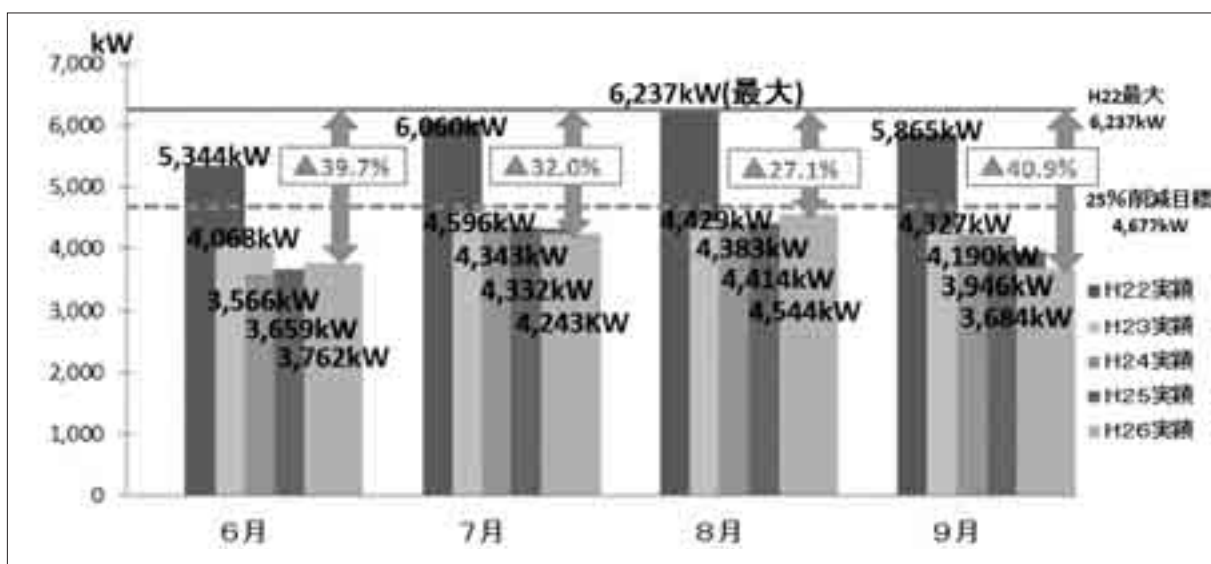
(5) 夏の節電対策の取組

平成26年度は各県有施設ごとに夏期の省エネ・節電行動計画を作成し、行政庁舎においては使用最大電力の25%削減（平成22年度比）に取り組みました。(図2-1-1-4)

標準的な庁舎における主な取組内容は次のとおりです。

- ・執務エリアの照明を常時1/2程度間引く。
- ・温度管理をきめ細かく行い、冷房は28℃とする。
- ・繁忙期を除き、コピー機、プリンターの使用を1/2とする。

図2-1-1-4 行政庁舎における夏の節電実績



*1 ESCO事業：民間事業者が実施する省エネルギーサービスのことで、設計、施工、運転・維持管理、資金調達などを含めた包括的なサービスのことです。省エネルギー効果を保証するパフォーマンス契約であることが最大の特徴です。

*2 管理標準：エネルギー使用設備のエネルギー使用合理化のための管理要領（運転管理、計測・記録、保守・点検）を定めた「管理マニュアル」をいいます。

*3 デマンド監視装置：最大需要電力（最大デマンド値）を常時監視し、設定値を超えるデマンド値の発生が予測される時に警報を発生します。最大需要電力（最大デマンド値）は電気料金の基本料金計算の根拠となることから、これを監視することで省エネルギーだけでなく経費の節減にも有効です。

*4 エネルギー原単位：生産量や売上高など単位あたりのエネルギー使用量のことで、エネルギーに関する効率を表す指標になります。庁舎においては一般的に、延床面積1㎡あたりのエネルギー使用量が用いられます。

第3項 自動車交通対策の推進

1 次世代自動車の普及推進

平成26年度末で県内の電気自動車（EV）の登録数は1,110台、プラグインハイブリッド車（PHV）は799台となるなど、次世代自動車は着実にその数を増やしています。（表2-1-1-6）

平成26年度は、「群馬県電気自動車等普及推進連絡協議会」において情報交換・協議を行うほか、EV等

表2-1-1-6 次世代自動車の県内普及状況

年度	H22	H23	H24	H25	H26
EV (台)	155	443	561	827	1,110
PHV (台)	—	65	350	600	799
天然ガス車 (台)	250	235	230	216	205
ハイブリッド車 (台)	28,793	42,145	60,345	82,103	102,318
計 (台)	29,198	42,888	61,486	83,746	104,432

の試乗会（3回）を実施しました。また、県内の電気自動車充電器について、256箇所（県が把握するスタンド式で一般に開放しているもの）が設置済みです。

平成25年度策定の「群馬県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」により、引き続き、次世代自動車の一層の普及促進と利便性向上を図っていきます。

2 エコドライブ・アイドリングストップの推進

温室効果ガスの排出を抑制するため、群馬県地球温暖化防止条例（平成22年4月1日施行）により、一定規模以上の駐車場（500㎡以上）の設置管理者には、看板の掲示などにより、アイドリングストップの周知義務が定められています。また、エコドライブ・アイドリングストップの推進を努めることとしています。

さらに、環境に配慮した運転であるエコドライブの普及を図るため「群馬県エコドライブ普及推

進協議会」（平成22年9月17日設立）により、運輸団体、経済団体、自動車関連団体、行政等が連携して取り組んでいます。

取組内容としては、エコドライブの普及・啓発活動や、燃費管理WEBサイトの運営・利用促進のほか、社内エコドライブ推進体制の整備・維持のための支援を実施しています。平成26年度はグリーンエコフェスティバル、エコドライブ講習会を開催し、エコドライブの推進、実践を呼びかけました。

コラム CO₂ダイエット作戦を実践しましょう！

地球温暖化を進めているのは、おもにCO₂（二酸化炭素）です。このまま地球の温暖化が進むと、2100年には世界の平均気温が4.8℃も上昇する可能性があるといわれています。気温が上昇すると、海面が上昇したり、洪水が起きやすくなったりするほか、農作物や自然生態等への影響などが心配されます。

CO₂の発生は、エネルギーの使用量を減らすことで抑えることができます。エネルギーの大半は石油や石炭などの化石燃料を燃焼することによって得られています。これに伴って、大気中に大量のCO₂が排出されているからです。

県では、「ぐんまちゃんのじょうずなCO₂ダイエット作戦」として、家庭における具体的な取り組みをリーフレットに分かりやすくまとめました。自動車から排出されるCO₂を減らすエコドライブの方法や、エコな家電の選び方、エコクッキングの方法などを紹介しています。

また、家庭における具体的な節電・省エネ対策を分かりやすくまとめた「ぐんまちゃんのじょうずな節電・省エネアクション」の夏及び冬バージョンも作成しています。

これらのリーフレットは、県ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/04/e0100198.html>）や群馬県地球温暖化防止活動推進センターのホームページ（<http://www.gccca.jp/>）に掲載されていますので、ぜひダウンロードしてご活用ください。



3 公共交通の利用促進

本県の運輸部門全体からの二酸化炭素排出量は、平成14年から24年までの10年間で約17%減少していますが、二酸化炭素排出量のうち、運輸部門の占める割合は約28%（H24）と全国平均の約18%（同年）と比較して高い水準となっています。

京都議定書に基づく二酸化炭素排出量の削減目標を達成するためには、一人ひとりの行動を「過度に自動車に頼る暮らし」から「適度に多様な交通手段を利用する暮らし」へと転換することが不可欠です。

そのためには、交通サービスを提供する交通事業者が、更なるサービス向上に取り組むとともに、企業や各家庭の一人ひとりが自動車から公共交通へと自発的に利用を転換することを、多様な交通施策を通じ促すことが重要です。

(1) 路線バス対策

県民や来県者の移動手段を確保するため、赤字の乗合バス路線を運行しているバス事業者や市町村に対して、運行費や車両購入費等の一部を補助しました。（平成26年度補助額：220,410千円）

(2) 中小私鉄等再生対策

県民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、県内の中小私鉄等（上毛電気鉄道・上信電鉄・わたらせ渓谷鐵道）に対して、沿線市町村とともに、安全対策等のための設備整備費用や鉄道基盤設備の維持費用を補助しました。

（平成26年度補助額：240,435千円）

(3) 鉄道利用促進対策

鉄道利用促進に向け、駅の利便性向上を図るため、鉄道事業者及び市町村に対し、駅施設の整備や駅のバリアフリー化等を支援しました。

（平成26年度補助額：29,000千円）

4 渋滞の解消

県では、バイパスの整備や拡幅等を行うことで渋滞を解消する施策を行っています。渋滞の解消により、道路交通がスムーズになり安全性も向上するほか、自動車からの排気ガスが削減されるこ

とで地球温暖化防止に貢献することができます。平成26年度に実施した主な施策は表2-1-1-7のとおりです。

表2-1-1-7 平成26年度に実施した主な施策

実施事業	実施箇所	施策効果の内容
バイパス整備、道路新設	一般国道120号椎坂バイパス	バイパスを整備したことにより、交通がスムーズになりアクセス性・安全性の向上が図られた。
	一般国道354号玉村伊勢崎バイパス	バイパスを整備したことにより、周辺道路の慢性的な渋滞の緩和が図られた。
	一般県道苗ヶ島飯土井線	道路を新設したことにより、交通がスムーズになりアクセス性・安全性の向上が図られた。

5 自転車利用の促進

自転車は、排気ガスを出さず、クリーンかつエネルギー効率の高い交通手段として認識されています。

そこで、本県では、自動車から自転車への交通手段の転換を促進するため、自転車の通行環境を整備するとともに、サイクリングロードマップを

作成・配布するなど自転車の魅力についての情報発信を行っています。また、利用者の視点で自転車利用の促進を図るため、平成17年4月に「サイクルツアー応援隊」（県民ボランティア）を発足し、協働して様々な取り組みを進めています。

6 LED式の信号灯器の導入

LED式の信号灯器は、電球式に比べて6分の1以上の電力消費量であり、省エネルギー対策に寄与します。また、視認性の向上及び疑似点灯の防止に加えて、長寿命化を期待でき、最終的には地球温暖化の防止につながります。

県では全信号機4,078基（平成27年3月末現在）をLED化することを目標に、平成18年度から積極的に導入を推進しており、平成26年度は192か所の信号機でLED化を実施しました（整備率約49.4%）。

第4項 県民による自主的取組の促進

1 家庭における取組の促進

(1)「ストップ温暖化！県民アクション」の推進

ア 目的

身近で成果が実感しやすい地球温暖化防止に向けた行動を子ども向けのリーフレット「ストップ温暖化！県民アクション」として作成し、県内の小中学校に配付しました。参加した子ども達は「地球おんだんか防止隊員」として実際に行動し、その取組を報告してもらいました。

イ 県民アクションの3つの心得

①隊員心得その1：「知る」

リーフレットから温暖化防止につながる行動例を知り、理解する。

②隊員心得その2：「行動する」

温暖化防止行動を意識しながら、期間を決めて生活し、自分にできる行動を実践する。

③隊員心得その3：「報告する」

取組の成果として、削減できた二酸化炭素（CO₂）量を足し算し、県に報告する。

ウ 実施期間

平成26年7月から平成27年2月

エ 報告結果

a 報告者数 5,870名

b CO₂削減量13,656kg=約13.7t

代表的な行動例（1日に削減できるCO₂量の目安）

- 1 出かける時は、車のかわりに、バスや電車、自転車などを使おう（180g）
- 2 買い物にはマイバッグを使い、包装の少ない品物をえらぼう（62g）
- 3 ごみは種類を分けて、リサイクルしよう（52g）
- 4 部屋の明かりはこまめに消灯しよう（2g）
- 5 テレビを見ていないときは消そう（ブラウン管13g プラズマ31g 液晶6g）
- 6 主電源を切って待機電力を節約しよう（65g）
- 7 使わないときは温水洗浄便座のフタを閉めよう（15g）
- 8 エアコンの温度を冷房は26℃から28℃に、暖房は22℃から20℃に設定しよう（冷房 83g 暖房 96g）
- 9 1日のエアコン使用時間を1時間へらそう（冷房 26g 暖房 37g）
- 10 顔や手を洗うときに、水道の蛇口をこまめに止めよう（出す時間を1分短くする）（4g）
- 11 お風呂は、家族で続けて入ろう（86g）
- 12 お風呂のお湯を利用して体や頭を洗い、シャワーを使わない（371g）



2 企業における取組の促進

(1) 環境GS (Gunma Standard) 認定制度の運営

ア 趣旨・目的

地球温暖化防止に向けた事業者の自主的な取組を促進するため、自社の環境マネジメントシステム～計画 (Plan)、実行 (Do)、点検 (Check)、見直し (Action) ～を整備し、これを組織的に運用する事業者を群馬県が「環境GS事業者」として認定し、支援する制度です。(図2-1-1-5)

平成18年度から認定を開始し、2,040の事業者を認定しています。(表2-1-1-8)

図2-1-1-5 環境GS認定制度 取組全体の流れ

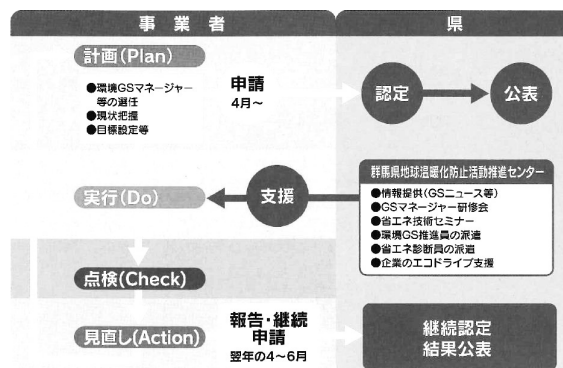


表2-1-1-8 環境GS事業者認定状況 (平成27年3月31日現在)

事業者の内訳		件数
業 種 別	農林水産業・鉱業	16
	製造業	353
	建設・設備・廃棄物処理業等	529
	商業・金融・サービス業等	1025
	運輸業	117
規 模 別	1～ 9人	849
	10～ 99人	1035
	100～ 499人	129
	500人～	27
	計	2040

イ 特徴

- ・申請書を県に提出した時点から、認定の対象となります。
- ・無理なく取り組めるよう、簡易な内容となっています。
- ・費用は無料です。
- ・参加は事業所単位で、業種等による制限はありません。→ISOやエコアクション21の取得事業者も参加可能です。

ウ 申請期間 年間随時

エ 認定事業者になると

- 認定書、ステッカーが交付されます。
- 事業者名と取組内容が公表されます。
- 県や民間事業者から支援等が受けられます。
 - ・広報紙等による情報提供
 - ・研修会・セミナーの開催 (無料)
 - ・環境GS推進員の派遣
 - ・環境GS企業エコ改修資金の貸付
 - ・民間金融機関からの融資等

(2) エコアクション21認証・登録の推進

ア エコアクション21とは

全ての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組を行い、それらを継続的に改善し、結果を公表するための方法について、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき取組を行う事業者を、審査し、認証・登録する制度が、エコアクション21認証・登録制度です。

イ 認証・登録状況

全国で7,554件、群馬県では、206件 (平成27年3月31日現在) の認証・登録があります。

【エコアクション21中央事務局ホームページより】
ウ 「エコアクション21認証・登録支援事業 (自治体イニシアティブ)」

平成23年度から環境GS認定事業者を対象として、県とエコアクション21地域事務局が協力して「無料集合コンサルティング」を実施し、エコアクション21認証・登録を目指す事業者を支援しています。

平成26年度は6事業者が参加しました。

(3) ISO14001*1認証取得の推進

ア 背景

森林破壊、酸性雨、オゾン層破壊、地球温暖化、海洋汚染など地球環境問題への対応が大きな課題となり、企業の環境問題への取組についても大きな関心が寄せられています。

こうした中で、環境マネジメントシステムで

*1ISO14001: ISO14000シリーズは、国際標準化機構 (ISO: International Organization for Standardization) が定めている環境管理システム規格で、1996年9月に発行しました。ISO14001は、このシリーズの中核となる環境マネジメントシステムの仕様及び利用の手引きです。このほか、環境監査の指針、環境ラベル、ライフサイクルアセスメント、用語と定義などの規格があります。

ある国際規格ISO14001は、国際競争上、重要となり、大企業を中心に認証取得が進んでいます。

また、中小企業においても、内外の取引先を開拓していく上で、認証取得が非常に重要となってきました。

イ 認証取得の状況

平成8年に規格が発行し、我が国の審査登録件数は、平成27年6月15日現在で19,996件となりました。(群馬県：399件)

産業分野別の状況では、建設が13.42%、以下基礎金属・加工金属製品13.27%、卸売業・小売業並びに自動車・オートバイ・個人所持品及び家財道具の修理業10.09%と続きます。最

近の動向としては、特定業種だけでなく、自治体、商社、病院、銀行等、サービス業をはじめとした幅広い業種に広がりを見せています。

【(公財)日本適合性認定協会調べ】

ウ ISO14001認証取得支援

中小企業においては資金面や人材面が十分とはいえ、ISO14001認証取得への取組は遅れている状況にあります。

このため、本県では、中小企業パワーアップ資金など制度融資により、資金面での支援を行うとともに、(公財)群馬県産業支援機構では経営総合相談窓口において専門のマネージャーによる相談や、登録専門家によるコンサルティングなどの支援を行っています。

第5項 県民や民間団体の環境保全活動の推進

1 環境情報の充実・発信

(1) 地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化防止活動推進センターは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第24条に基づき、地球温暖化の現状に関する情報提供や、温暖化対策の普及啓発を行う拠点として平成17年5月に設置されました。

県では、「NPO法人地球温暖化防止ぐんま県民会議」が、県知事によってセンターに指定されています。

センターでは、次の業務等を行っています。

- ・地球温暖化対策に関する出前講座への地球温暖化防止活動推進員や環境アドバイザーの派遣
- ・地球温暖化防止活動を行う民間団体の支援
- ・日常生活における温室効果ガスを減らす工夫についての質問・相談対応
- ・環境GS認定事業者への支援事業

【群馬県地球温暖化防止活動推進センター】

〒371-0016

前橋市城東町2丁目3-8
(市営城東パーキング1階)

電話：027-237-1103

FAX：027-232-1104

E-mail：info@gccca.jp

URL：http://www.gccca.jp/

(2) 環境サポートセンターの運営

小中学校や地域などにおける環境学習や環境活動を総合的に支援するため、平成15年度に環境サポートセンターを開設しました。

センターでは、環境学習や活動に関する質問や相談の受付、情報提供・発信、エコムーブ号の運営、環境アドバイザーやこどもエコクラブの活動支援などを行っています。

これまでの動く環境教室の利用状況は表2-1-1-9のとおりです。

【概要】

- ・設置場所
群馬県庁16階北側群馬県環境政策課内
- ・設備等
移動環境学習車エコムーブ号、実験器具、各種環境学習資料等

表2-1-1-9 動く環境教室の利用状況

年度	実施件数	利用者数
平成22年度	75件	8,059人
平成23年度	93件	9,901人
平成24年度	80件	5,350人
平成25年度	79件	5,715人
平成26年度	72件	4,129人

2 地域における環境保全活動の推進

(1) 地球温暖化防止活動推進員制度の運営

地球温暖化防止活動推進員は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき県知事が委嘱します。地域において、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性などの普及啓発を草の根的に推進するため、県や市町村と協働して活動しています。(表2-1-1-10)

表2-1-1-10 地球温暖化防止活動推進員の委嘱人数

委嘱日	人数
平成16年2月17日	10人
平成17年9月28日	102人
平成19年5月25日	200人
平成21年5月26日	230人
平成23年5月24日	229人
平成25年5月21日	205人

※任期：原則2年間

【活動事例】

- 群馬県地球温暖化防止活動推進センターの「出前講座」講師を務める
- 県や市町村主催の研修会や講演会に参加し、得た知識を日頃の環境活動に活かす
- 温暖化防止に関する各種資料やパンフレットを配布し、普及啓発に努める
- 市町村主催の環境セミナー等で講師、リーダー、アドバイザーを務める
- 市町村主催のイベントで、パネル展示や体験ブースを設置するなど、温暖化に関する出展をする
- 環境にやさしい買い物スタイルの普及活動をする